

○財務省告示第五百九十二号
 省令第三十号（第六條第一項の規定に基づき、平成十五年九月二十二日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。）
 平成十五年九月十九日

財務大臣 塩川 正十郎

一	二	三	四	五	六	七
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額
利付国庫債券（十年）（第二百五十三回）	平成十五年の法律第十八号（平成十五年法律第十八号）	（明治三十九年法律第七十五号）以下	日本郵政公社による国債の募集	額、金額及び取得による発行	九億七千九百九十九万円	五百七十九億七千九百九十九万円

八 振替単位

九 発集の価格日

十一 利率の払込み

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額と額の整数倍の金額によるものとす。平成十五年九月二十二日

（一）年 一・六パーセント

日本郵政公社総裁は、払込金額に「加え、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとす。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.6}{100} \times \frac{2}{365}$$

（二）発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座について又は記録されるもの座に記載又は記録されるもの座について、前記（一）の算式により算出した金額から当該金額の二十を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時に、又は外国法人である場合）は、前記（一）の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除する。平成十六年三月二十日

平成十六年三月二十日

と、次の算式により算出した金額を支払う。

金額を支払う。

銀行休業日に支払うときは、

その翌営業日に支払うときは、

十三 初期利子

次号及び第十五号において規定する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.6 \times \frac{1}{2}}{100 \times \frac{1}{2}}$$

十四	第二期以後の利子	毎年三月二十日及び九月二十日
十五	償還期限	を、支払期とし、各支払期において
十六	償還金額	て、その日以前六月に属する
十七	元利支額	利子を払う。
十八	払込場所	平成十五年九月二十日
十九	払込期日	日本銀行額面金額百円につき百円

平成十五年九月二十二日